防大教第５５７号

昭和48年８月21日

各　　部　　長
学術情報センター長　殿
各　学　群　長

防衛大学校長

研究科学生及び研修生の身上相談等について（通達）

改正　平成12年４月１日防大総第339号　平成19年１月９日防大総第７号

標記について、下記のとおり実施することとしたので通達する。

記

1　研究科学生及び研修生の身上相談等を受け、その日常生活をより本校に融和させ、ひいては学業の向上に寄与させる。

2　身上相談等の時期、回数、場所、指導方法等については、担当する職員の自主的な方針に基づいて行う。

3　対象とする学生は、研究科学生及び研修生とする。

4　担当する職員は、別途指名する。

5　相談に関する事務は、教務課研究科係が担当する。